※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

## ●手配旅行契約

「手配旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることが出来るように手配することを引き受ける 契約をいいます。

また、このご案内に記載ないことは、当社の「手配旅行契約約款」によります。当社では個人・グループ旅行のお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

#### 1. お申込みについて

- ■当社指定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の30%相当額以上のお申込金をお預かりいたします。 なお、お申込金は旅行代金の一部として残金お支払の際に精算させていただきます。
- ■お電話によるお申込もお受けいたします。この場合、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。
- ■手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとする。

#### 2. 旅行代金

当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)の他、旅行業務取扱料金のうち、手配に係る取扱料金(以下取扱料金といいます。)をお客様にお支払いただきます。

- (1) 旅行代金とは、旅行費用及び当社にお支払いいただく取扱料金をいいます。旅行代金及び当該旅行に係わるその他の費用の合計額(以下「旅行代金等」といいます。)及びその内訳は、旅行条件書(または見積書)に明示します。
- (2) 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているものです。当社の旅行業務取扱料金は店頭・ホームページに掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

# 3. 旅行取扱料金

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

(税认)

THE STATE OF THE S		0
取扱料金	国内旅行	旅行費用総額の 20%
(複合手配の場合)	国内旅行 	旅行費用総額の20%

## 4. 旅行相談料金

(1) 旅行計画作成のための相談	基本料金(30 分まで 5,500 円、以降 30 分ごとに 3,300 円)
(2) 旅行計画の作成	1件につき 2,200円
(3) 旅行に必要な費用の見積	1件につき 3,300円
(4) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他 旅行に関する情報提供	1件につき 1,100円
(5) お客様の依頼による出張相談	上記(1) から(4) までの 5,500 円増し

#### 5. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じる努力をいたします。この場合当社 は旅行代金を変更することがあります。
- (2)お客様の申し出により契約内容を変更する場合は、すでに完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の変更に要する費用、および以下の変更手続料金をお支払いいただきます。

変更手続料金	国中华行	1運送・宿泊機関等それぞれ1件につき
(運送・宿泊機関及び観光施設の予約変更)	国内旅行	1, 100 円以上

# 6. 契約内容の解除

お客様はご希望によりいつでも以下の料金等を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

- (1) お客様が、すでに提供を受けた旅行サービス等に係る旅行費用等。
- (2) お客様が、未だ提供を受けていない旅行サービス等に係る取消料、違約料その他で旅行サービス提供機関に支払わなければな らない費用。
- (3) 取扱料金および取消手続料金

(旅行業務取扱料金のうち取扱料金は、旅行条件書または見積書に明示してあります。)

取消手続料金は次のとおりです。

取消手続料金	<b>国由指</b> 征	1運送・宿泊機関等それぞれ1件につき
(運送・宿泊機関及び観光施設の予約取消)	国内旅行	1, 100 円以上

# 7. その他

本旅行条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

お身体の不自由な方等の旅行予約・医療手配補助など、特別な手配を要する場合は、5,500 円以上もしくは 上記料金の 50%~100%の割増取扱料金を申し受けます。

## (株)SPI あ·える倶楽部

tabi@aelclub.com 電話 03-6415-6480

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂 3-24-11 1F

東京都知事登録旅行業第 2-6179 号